温泉施設をご利用の皆様へ

十日町市では、皆様から納税していただきました入湯税を次の事業の経費の一部に充てました。

１ 令和７年度入湯税の税収　　７３，０８３千円（25 施設）

２ 令和７年度入湯税の使途

事業名	使途
大地の芸術祭関連事業 （１９，０９９千円）	大地の芸術祭一般経費、大地の芸術祭作品管理事業
観光振興・誘客事業 （４５，９８１千円）	観光誘客事業、雪国観光圏推進事業、松代ファミリースキー場管理経費、松之山温泉スキー場管理経費
消防施設整備事業 （８，００３千円）	十日町地域広域事務組合負担金

※事業名欄に記載の数値は、各事業の実施において充当した入湯税総額の内訳です。

※地方税法第 701 条及び十日町市入湯税条例第１条の規定に基づき、入湯税を徴収および活用していることをお知らせします。

【入湯税の税率】

日帰り　　100 円

宿泊（１泊）150 円

なお、以下の方からは入湯税をいただいておりません。

・年齢 12 歳未満の方（小学生全員を含める）

・学校の教育上の行事またはクラブ活動等の合宿のため団体で宿泊し、入湯する方

・身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１～２級のいずれかをお持ちの方

十日町市総務部税務課